

信用保証トピックス (令和5年7月)

「SDGs 社債保証制度」を創設しました

通常の社債保証制度の保証料率より
平均 25%割引!!

この度、SDGs 達成に取り組む中小企業の皆さまを後押しするため「SDGs 社債保証制度」を創設しました。

本制度により、大型で幅広い資金需要にお応えします。

【「SDGs 社債保証制度」の概要】

対象となる方	次の何れにも該当する方								
	①兵庫県が実施する「ひょうご産業SDGs 認証事業」において、「 アドバンストステージ 」または「 ゴールドステージ 」の認証を受けた方 ②下表の要件のうち、申込直前期の決算において基準(a)～(c)のいずれかに該当している方 ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります								
	項目	基準(a)	基準(b)	基準(c)					
	1 純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上					
	2 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上					
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上					
	3 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上					
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上					
	※適債基準は、あくまで社債の基本的な基準です、制度のご利用には別途審査がありますので、適債基準を満たされていても、場合によっては、ご希望に沿えないことがあります。								
資金用途	運転資金および設備資金								
発行額	発行限度額：5億6,000万円 (保証限度額は、発行額の80%【4億5,000万円】)								
保証期間	2年から7年までの1年単位								
返済方法	満期一括償還または定時償還								
支払金利	発行体所定利率	発行形式		振替債					
担保	原則として、保証金額2億円超（社債発行額2億5,000万円超）の場合は必要								
連帯保証人	不要								
保証料率	経営状況に応じて決定（下表参照）								
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
責任共有保証料率	1.47%	1.35%	1.19%	1.03%	0.88%	0.74%	0.59%	0.45%	0.31%
	※上表は社債総額に対する料率です。※会計処理に関する割引の適用が可能です。								
必要書類	通常の特定社債保証申込書類に加え、ひょうご産業SDGs 認証事業に係る「 認証書 」の写しが必要になります。 ※必ず、金融機関を通じて事前相談・申込をしてください。なお、事前相談書・申込書につきましては特定社債保証専用のもをご使用願います。								

上記は、制度の概要のため、詳細につきましては、経営支援部 支援推進課 (TEL078-393-4024) までお問い合わせください。



兵庫県信用保証協会

TEL 078-393-3922 (総務企画部企画調整課)